

薬生食輸発0426第3号
平成31年4月26日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

米国産レモンの取扱いについて

今般、検疫所のモニタリング検査において、米国産生鮮レモンから基準値を超えるイマザリルが検出されたことから、今後は下記のとおり対応することとしましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

1. NTC WISMETTAC SINGAPORE PTE LTD (又はVISALIA CITRUS PACKING GROUP) において包装され、輸出された米国産レモンについて、今後、輸入の届出があった場合は、輸入者に対し、イマザリルに係る自主検査を指導するとともに、以後、継続的に輸入される場合にあつては、定期的な自主検査を指導すること。
2. その他の場合にあつては、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第4号(最終改正：平成31年4月26日付け薬生食輸発0426第1号)に基づき、イマザリルを含む防ばい剤のモニタリング検査を実施すること。